

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名： 福祉部

事業種名： 建築物の建設

1 取組の概要

埼玉県環境配慮方針の趣旨に則り、各段階において配慮事項を基に検討を加え、環境への負荷を低減するとともに、自然環境の保全に努めている。

2 主な成果

内装の腰壁、巾木に県産品ヒノキを積極的に採用した。

また、窓に複層ガラスを積極的に採用して、断熱効果を高め、省エネ効果を高めるよう配慮した。

3 今後の方針

環境配慮材料の積極的導入を図り、省エネルギーの推進に努める。

4 課題

なし

5 事業一覧

別表-2のとおり

別表2
個別評価事業一覧

事業年度：令和2年度

部局名：福祉部

事業種名：建築物の建設

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	皆光園障害者歯科診療所新築工事	施工段階	21	21	100	5
	合計		21	21		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 福祉部

課・所・室名 社会福祉課

事業の種類	12 建築物の建設	事業名	皆光園障害者歯科診療所新築工事
事業の規模	鉄筋コンクリート造 平屋建て 延床面積 540m ²	実施場所	深谷市人見1996番2
計画期間	令和2年度	段階	施工段階
事業の概要： 身体障害者養護施設皆光園の建替えに伴い、同施設内にある本診療所の建替えを行う。			

※別表1を添付する。

総合評価

5

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

内装の腰壁、巾木に県産品ヒノキを積極的に採用した。

また、窓に複層ガラスを積極的に採用して、断熱効果を高め、省エネ効果を高めるよう配慮した。これに伴い、室内で発生する結露対策に効果を發揮するため、診療所の患者、職員に対して、喘息・アレルギー症状の原因のひとつとなっているカビの発生を抑え、快適な環境にすることを配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。

なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けこととなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表1 12 建築物の建設、工作物の設置に関する環境配慮方針

事業名 皆光園障害者歯科診療所新築工事

各種計画との整合等	配慮時期					該当	実施	備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
	構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階				
個別事項	① 土地利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○					1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○					1-1②
	③ 日照阻害、電波障害、風害の防止や景観の保全に努める。	○	○	○		✓	✓	1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○			○			

基本方向1	配慮時期					チェック	備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
	構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり							

個別事項	基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築	構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○					5-1①②④⑤
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○					5-1④
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○					5-4①

個別事項	基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進	構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。		○		○			5-2①②③④,5-3 ①②③④⑤
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	○		✓	✓	1-3④
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○					1-3①
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○		○			1-3②③
	後掲（森林の整備と保全）							

⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-		4-1①
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	✓	✓	4-1②③

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進

個別事項	① 建物の断熱化を図る。	<input type="radio"/>				2-1③,2-2①②
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		7-2①②
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	<input type="radio"/>				2-1②,2-2③,5-2 ①②③④
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	<input type="radio"/>				2-1①,2-2③,5-3 ①②③④⑤

基本方向 2	限りある資源を大切にする循環型社会づくり	配慮時期			該当	実施	備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		構想・計画段階	設計段階	施工段階			

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		✓	✓	3-1⑥,6-3②
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		✓	✓	3-1⑤,6-3①
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	✓	✓	2-3⑥,6-3②③④
	④ 日頃適切な補修管理に努める。			<input type="radio"/>			2-3⑤
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-		2-3⑦
	⑥ 改修・修繕の容易な建物となるよう努める。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				2-3①④
	⑦ 建物の耐久性に配慮する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				2-3②③

基本的配慮事項 2 廃棄物の適正処理の推進

個別事項	① 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		<input type="radio"/>		-		解体を伴う場合のみ
	② 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		<input type="radio"/>		-		解体を伴う場合のみ

基本的配慮事項 3 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				6-1③
	② 排水再利用(中水利用)システムの導入を図る。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				6-1④
	③ 節水機器の採用に努める。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	✓	6-1①
	④ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレーンチの採用に努める。		<input type="radio"/>				6-1②
	⑤ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				7-1①
	⑥ 地盤沈下対策を適切に実施する。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		✓	3-1④
	⑦ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		✓	3-1④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との対応状況
構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施		
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 川の保全と再生							
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		✓	✓	
	② 公共下水道の導入を図る。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生							
個別事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	✓	✓ 7-2①②
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全							
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		✓	✓ 6-2①②
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全							
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				7-1①
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				7-1②
	③ 害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置や樹種の選定等を行い、薬剤散布を極力行わない管理方法に努める。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	✓	✓	2-1④,7-1③

④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○						1-2②
⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○						1-2②

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項) との対応状況	
個別 事項	安心・安全な環境保全型社会づくり	構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
	基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○		✓	✓	3-1①
	再掲(環境に配慮した交通の実現)							
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止								
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	○		✓	✓	3-1②
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○		✓	✓	3-1②
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進								
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		○	○	○	✓	✓	2-4①②
基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全								
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○		✓	✓	3-1③
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	○		✓	✓	3-1③
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓	3-1①③
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進								
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○					

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況	
個別事項	環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり	構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進								
個別事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○						1-2③
	② 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○		✓	✓	1-2①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成								
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○			○			
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○			○			
		実施率 (b/a (%))			合計 (a) (b)			
		100%			21	21		
		総合評価			5			

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $\frac{b}{a} \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けたこととなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。